

9 学校教育

(1) 障がいの状態や教育的ニーズに応じた多様な学び場

《障がいのある児童》

視覚に障がいのある子ども、聴覚に障がいのある子ども、知的障がいのある子どもや発達障がいのある子どもなど、障がいの状態は様々ですが、それぞれの障がいの種類や程度、教育的ニーズ等に応じて、特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級の学びの場があります。

ア 特別支援学校

県内の特別支援学校全校に小学部・中学部・高等部を設置し、一貫した教育を行っています。学校によっては幼稚部も設置しています。

特別支援学校では、幼稚園、小・中学校や高等学校に準じた教育を行うとともに、「自立活動」などを通して、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

また、知的障がいのある児童生徒については、各教科等の指導の他に「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」などを通して、身辺処理能力や社会生活能力などを高める指導を一人一人の発達段階に応じて行っています。

なお、障がいの状態から通学が難しい児童生徒については、教員が家庭等を訪問して授業を行う「訪問教育」の制度があります。

【問い合わせ先】

学校名	所在地	電話	備考	
盲学校	〒870-0026 大分市金池町 3-1-75	097-532-2638	視覚、知的(注1)	幼, 小, 中, 高
聾学校	〒870-0823 大分市東大道 2-5-12	097-543-2047	聴覚	幼, 小, 中, 高
別府支援学校	〒874-0840 別府市鶴見 4224	0977-24-0108	肢体、病弱	小, 中, 高
別府支援学校鶴見校	〒874-0838 別府市鶴見 4075-12	0977-21-1349	肢体	幼, 小, 中, 高
別府支援学校石垣原校	〒874-0838 別府市鶴見 4050-293	0977-24-6060	病弱	小, 中, 高
宇佐支援学校	〒879-0314 宇佐市猿渡 1137-19	0978-32-1780	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
中津支援学校	〒871-0008 中津市大塚 1 番地	0979-22-0550	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
日出支援学校	〒879-1504 速見郡日出町大神 1618-1	0977-72-2305	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
南石垣支援学校	〒874-0910 別府市石垣西 1-2-5	0977-23-3454	知的	小, 中, 高
由布支援学校	〒879-5406 由布市庄内町西長宝 1796	097-582-0326	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
新生支援学校	〒870-1155 大分市玉沢 980-1	097-541-0336	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
大分支援学校	〒870-0261 大分市志村 763-1	097-527-2711	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
臼杵支援学校	〒875-0083 臼杵市井村 911	0972-62-3930	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
佐伯支援学校	〒876-2121 佐伯市木立 839-5	0972-28-3144	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
竹田支援学校	〒878-0023 竹田市君ヶ園 1170	0974-63-0722	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
日田支援学校	〒877-1352 日田市西有田 2941-1	0973-24-2000	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
大分大学附属特別支援学校	〒870-0819 大分市王子新町 1-1	097-543-8317	知的	小, 中, 高

(注1)知的：知的障がいと視覚障がいを併せ有する幼児児童生徒。

(注2)肢体：肢体不自由に知的障がいを併せ有する児童生徒。

次ページに続く

9 学校教育

イ 小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室

障がいのある子どもには、小学校や中学校等に設置している特別支援学級や通級指導教室においても教育が行われています。平成30年度より、一部の高等学校において通級による指導が実施されています。

ここでは子どもの障がいの状態等に応じた教育や、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習などを行っています。

※特別支援学校や特別支援学級等に就学した場合、給食費や通学費、修学旅行費、学用品費などを補助する制度があります。

なお、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当)についても、補助対象となっています。

(保護者等から提出される「世帯の状況及び世帯の収入状況」に基づいて支給内容が決定されます)

【問い合わせ先】市町村教育委員会 (P178参照)

ウ 小・中学校等の通常の学級における支援

小・中学校等の通常の学級に在籍している障がいのある子どもに対しては、必要に応じ、個々の特性を生かした教科指導や好ましい対人関係づくり、行動面の改善などの教育的な支援を行っています。

(2) 各種相談

《障がいのある児童》

一人一人の子どもに最も適した教育の場や学習内容等について、各種の相談事業を行っています。

ア 障がい児巡回就学相談

各市町村教育委員会では、次年度新たに小学校に入学する予定で障がいのある幼児の保護者等に対して就学に関わる相談対応を行っています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会 (P178参照)

イ 大分県教育センターの教育相談

相談の対象：幼児児童生徒とその保護者、園や学校の担任

相談の内容：家庭や学校等での支援に関する事、就学や進路に関する事など

相談の申込：大分県教育センター 特別支援教育部

〒870-1124 大分市大字旦野原 847-2 電話 097-569-0232

※詳細は大分県教育センターのホームページをご覧ください。

ウ 特別支援学校での教育相談

特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンター的機能の役割として、地域にある国立・公立・私立の保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校（以下「小・中学校等」）等からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校を訪問し、当該学校等の教員に対して、発達障がい等を含む障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・指導方法に関する支援・助言を行う巡回相談や専門家チーム会議（相談会）を行っています。

また、聾学校では、聴覚に障がいのある乳幼児を対象にした「乳幼児教育相談」を実施しています。盲学校及び聾学校では、視覚や聴覚に障がいのある子どもを対象にした巡回相談も行っています。

各学校内での教育相談も行っていきますので、詳しくは、各学校へお問い合わせください。